

令和2年4月30日

保護者 各位

糸満市教育委員会
教育長 安谷屋幸勇
(公印省略)

臨時休校の延長について(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、本市新型コロナウイルス感染症対策についてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて現在県による緊急事態宣言が発令中であり、依然新型コロナウイルス感染が切迫した状況となっております。これを受けて糸満市立小学校及び中学校は感染拡大防止の観点から「臨時休校」としております期間をさらに、下記の通り延長します。

保護者の皆様には、多大な負担となることは重々承知ですが児童生徒の健康安全を第一に考えての措置ですので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、ご家庭で児童生徒の健康観察について、引き続き注視していただきますようお願いいたします。

記

1 内 容

- ・市立小中学校の臨時休校

2 臨時休校の延長期間

- 令和2年5月7日(木)から2週間程度とする
なお、延長期間の終了は緊急事態措置にかかる県の方針を踏まえ、改めてお知らせします。

3 休校の理由

- ・児童生徒の健康安全を確保すると共に、学校がウイルス感染症の媒介の場となり感染拡大となる事を防ぐため。

4 始業式・入学式の開催日時について

- ・臨時休校の延長に伴い、始業式・入学式の開催日時を下記の通り変更します。

- 5月7日、8日に予定していました入学式、始業式は延期します。
延期日程については、感染状況を踏まえ検討し改めて、お知らせします。

※ 新型コロナウイルス感染症の地域感染の状況により、さらに延期となる場合があります。その際は追ってお知らせいたします。

この件の問い合わせ先 糸満市教育委員会 学校教育課 電話 098-840-8165